

平成 25 年 7 月 1 日

電気関係学会北陸支部連合大会における著作権の取扱いについての申し合わせ

電気学会	北陸支部長	作井正昭
電子情報通信学会	北陸支部長	坂上岩太
照明学会	北陸支部長	中嶋芳雄
映像情報メディア学会	北陸支部長	佐伯則男
日本生体医工学会	北陸支部長	村瀬一之
情報処理学会	北陸支部長	荒木睦大
計測自動制御学会	北陸支部長	平石邦彦
日本音響学会	北陸支部長	佐藤雅弘
電気設備学会	北陸支部長	山田外史
日本光学会	北陸支部長	中嶋芳雄
IEEE	Nagoya Section・Chair (IEEE 名古屋支部長)	間瀬健二

電気関係学会北陸支部連合大会（以下、連合大会と称する）における著作権について、下記に従い取り扱うことに合意する。

記

1. 平成 24 年度以前の連合大会における著作権は、著者に帰属する。
2. 平成 25 年度以降の連合大会における著作権の取扱いは、以下の各項に従うものとする。
 - 2-1. 連合大会への論文の投稿に際し、著作権（第 21 条、第 28 条を含む）が譲渡されることを受理の要件とする。
 - 2-2. 著作権は連合大会を共催する各学会で共有する。
 - 2-3. 著作権の利用許諾を受けた学会は、共催する他学会の同意を要せず、独自に許諾を行うことができる。この際、著作権の利用に関する手続き等は、各学会の著作権管理規定等に従う。また、これに伴い得られた収入については許諾を行う学会の収入とすることができる。

以上